

防整施第8036号
令和7年3月28日

大臣官房長
人事教育局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

自衛隊施設における太陽光発電設備の整備基準について（通知）

標記について、自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について（防整施（事）第173号。令和7年3月28日）第4に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

自衛隊施設における太陽光発電設備の整備基準

(目的)

第1 この通知は、自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について（防整施（事）第173号。令和7年3月28日。以下「通達」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この通知において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「自衛隊施設」とは、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第4条第1号に定める施設をいう。
- (2) 「大臣官房長等」とは、大臣官房長、防衛本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官をいう。
- (3) 「地方防衛局長等」とは、地方防衛局長、地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）及び名護防衛事務所長をいう。
- (4) 「再生可能エネルギー電力」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるエネルギーを変換して得た電力をいう。
- (5) 「太陽光発電設備」とは、太陽光を再生可能エネルギー電力に変換する設備をいう。
- (6) 「マイクログリッド」とは、平時においては、再生可能エネルギー電力を自衛隊施設を構成する建築物等において効率よく利用できるようにし、有事や災害時においては、商用電源から独立して、再生可能エネルギー電力を自衛隊施設を構成する建築物等へ供給するための発電設備及び送配電網からなるシステムをいう。
- (7) 「蓄電池」とは、電力を蓄えておき、必要な時に蓄えた電力を自衛隊施設で消費できるようにするための設備をいう。
- (8) 「契約電力」とは、自衛隊施設において、小売り電気事業者等との契約上利用できる最大電力をいう。

(太陽光発電設備を整備する建築物の決定)

第3 太陽光発電設備の整備の対象とする自衛隊施設は建築物とする。

- 2 大臣官房長等は、太陽光発電設備を整備する建築物の決定に当たっては、太陽光発電設備の設置及びその使用によって自衛隊施設における部隊運用等を妨げるおそれがなく、太陽光発電設備を整備する建築物の構造等に関する安全性について、技術的確認が行われた建築物の中から選定を行うものとする。

- 3 大臣官房長等は、太陽光発電設備を整備する建築物の構造等に関する安全性の確認に際し必要がある場合には、その所掌業務に応じて、整備計画局長、地方防衛局長等の技術的協力を求めるものとする。

(整備基準)

第4 通達第2の整備については、次の各号のいずれかの整備とする。

- (1) 自衛隊が常時活動している自衛隊施設においては、当該自衛隊施設における契約電力が確保できる発電規模に応じた太陽光発電設備の整備を行うものとし、当該自衛隊施設全体が一つのマイクログリッドとして機能するよう整備を行うものとする。
- (2) 通達第2の3の検討において蓄電池の整備が必要とされた自衛隊施設においては、整備する蓄電池を含めて当該自衛隊施設全体として必要となる電力量を決定し、その電力量が確保できる発電規模に応じた太陽光発電設備の整備を行うものとし、整備する蓄電池を含めて当該自衛隊施設全体が一つのマイクログリッドとして機能するよう整備を行うものとする。
- (3) 前号までに掲げる整備が適当ではないと認められる場合には、建築物ごとに必要となる太陽光発電設備の整備を行うものとする。

(委任規定)

第5 この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設計画課長及び施設整備官がそれぞれの所掌に属する事務について定めるものとする。